

「経済実態をより適切に表す配分基準」の導入に向けた準備期間について (案)

○「学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書」(抜粋)(p.34)

6. 施行時期

セグメントの原則的な配分基準として定める「経済実態をより適切に表す配分基準」の検討を速やかに行い、必要な対応を行うとともに、学校法人の準備期間を置き、文部科学省より通知を発出するものとする。

○ 準備期間を設ける必要性

- ① 現行の「資金収支内訳表の配分基準」の考え方は、そのまま「経済の実態をより適切に表す配分基準」として採用できる点が多くあり、その点の移行はスムーズに進むことが想定される。(収入項目、共通経費、兼務教職員の人件費等)
- ② 「経済の実態をより適切に表す配分基準」を導入するにあたっては、例えば大学(医学部)と病院(附属病院)など、複数セグメントに従事する教職員の人件費については、勤務実態を反映した配分基準を策定するため、勤務実態の把握方法の検討やデータの収集等に相応の準備期間が必要と考えられる。
- ③ このため、「経済の実態をより適切に表す配分基準」の導入に向けて、一定の準備期間を考慮する必要がある。

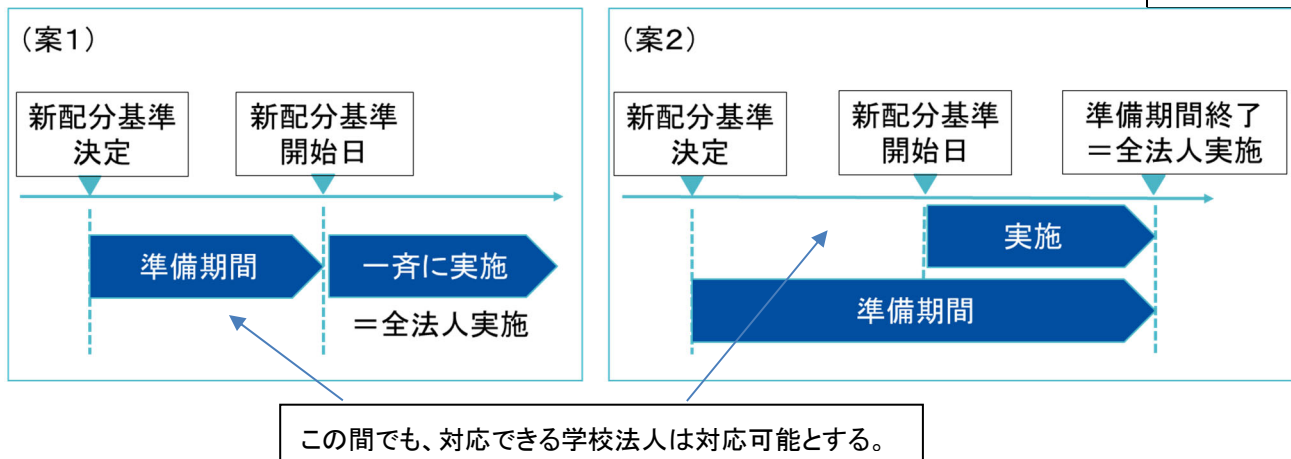
○ 準備期間の設け方

(案1) 新配分基準による会計処理の開始日までの間に一定の準備期間を設け、全学校法人が一斉に新配分基準による会計処理を実施。

例：R8年度から一斉に実施、準備期間はR7年度中。

(案2) 新配分基準による会計処理の開始日までの間だけでなく、開始日以降も一定期間の準備期間を設ける。新配分基準による会計処理の実施日は学校法人によって異なる。

例：R8年度から実施、実施に間に合わない学校法人は、R9年度中まで準備期間とすることができる。準備期間が終了するR9年度には全学校法人が実施。



【補足】

例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を用いる期間については、報告書で「今後検討」とされている。この点については、ヒアリングでの意見を踏まえ、改めてWGで検討する。

○「学校法人会計基準の在り方に関する検討会 報告書」(抜粋) (p.23,p.58)

オ 当分の間の取扱い

例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を「経済の実態をより適切に表す配分基準」策定後も採用することができることについては、現行の「資金収支内訳表の配分基準」が補助金配分の公平性確保の観点から定められており、学校法人等のセグメントごとの経済の実態を必ずしも表しているとは言えないことから、一定期間に限るべきではないかとの意見があった。これを踏まえ、例外的な配分基準として、現行の「資金収支内訳表の配分基準」を用いる期間については、今後検討する。

